

市議会12月定例会で審議した議案等

議案番号	件名	概要	提出者	結果
市議第24号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例	平成28年4月1日に施行する組織機構の見直しに伴い、関係条例を整備するため、7件の条例の一括改正	市長	賛成多数で可決
市議第25号	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の公布に伴い、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について必要な事項を定める等の条例	市長	賛成多数で可決
市議第26号	伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	本市職員の給料月額の高水準について平成25年度に改正を行ったが、さらなる給料水準の適正化を図ることを目的とする条例改正	市長	全会一致で可決
市議第27号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例及び伊東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、他の法令による社会保障給付を受ける場合の調整に係る規定等の条例改正	市長	全会一致で可決
市議第28号	伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税における猶予制度について、一定の事項については条例で定めることとされたため、徴収金の分割納付の方法や徴収猶予の申請手続、換価の猶予申請手続等を定めるとともに、減免の申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改めるなどの条例改正	市長	全会一致で可決
市議第29号	伊東市立さくら保育園条例の一部を改正する条例	伊東市立さくら保育園について、児童発達支援事業を行う通所施設として明確に位置づけ、施設名称を「さくら保育園」から「さくら園」に改めるなどの条例改正	市長	全会一致で可決
市議第30号	伊東市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例	保健福祉センターの老朽化に伴う新たな保健福祉施設の整備に当たり、建設地にある介護予防拠点施設シニアプラザ桜木を解体するため、当該施設の名称等を削除する条例改正	市長	全会一致で可決
市議第31号	伊東市散骨場等の経営の許可等に関する条例	葬送に対する考え方、埋葬方法が多様化している状況から、散骨場及び墓地に類似する施設の経営を規制するため、許可基準及び許可条件に違反した場合などを定める条例制定	市長	全会一致で可決
市議第32号	伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	番号法の施行に伴い、国民健康保険税の減免申請の記載事項に個人番号を加えるとともに、地方税法等の一部を改正	市長	全会一致で可決

		する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免の申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改める条例改正		
市議第33号	消防広域化に伴う関係条例の整備に関する条例	平成28年4月1日に駿東伊豆消防組合が発足することに伴い、関係条例を整備するための条例改正（3件の条例改正、4件の条例廃止）	市長	賛成多数で可決
市議第34号	駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について	平成28年4月1日に駿東伊豆消防組合に加入し、運用を開始することから協議会廃止の議決に付すもの	市長	全会一致で可決
市議第35号	駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止について		市長	全会一致で可決
市議第36号	市道の路線認定について	市が管理する道路の構造及び技術的基準に当てはまる道路、法定外公共有で生活道路として常時利用されている道路及び橋梁など12路線、999.4mの市道の路線認定	市長	全会一致で可決
市議第37号	伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき、伊東市中央児童館及び伊東市玖須美児童館の指定管理者の指定について	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第38号	伊東市重度障害者デイサービスセンターひだまりの指定管理者の指定について		市長	全会一致で可決
市議第39号	伊東市保健福祉センター（老人福祉施設）の指定管理者の指定について	社会福祉法人伊東市社会福祉協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第40号	伊東温泉観光・文化施設東海館の指定管理者の指定について	一般社団法人伊東観光協会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第41号	宇佐美漁港、富戸漁港、八幡野漁港及び赤沢漁港の指定管理者の指定について	いとう漁業協同組合を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第42号	伊東高等職業訓練校の指定管理者の指定について	職業訓練法人伊東職業訓練協会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第43号	伊東市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	公益社団法人伊東市シルバー人材センターを指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第44号	伊東市立八幡野保育園の指定管理者の指定について	社会福祉法人厚生保育会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第45号	宇佐美コミュニティセンターの指定管理者の指定について	宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第46号	小室コミュニティセンターの指定管理者の指定について	小室コミュニティセンター管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決

市議第47号	八幡野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	八幡野コミュニティセンター管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第48号	富戸コミュニティセンターの指定管理者の指定について	富戸コミュニティセンター管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第49号	伊東市生涯学習センター池会館の指定管理者の指定について	伊東市生涯学習センター池会館管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第50号	伊東市生涯学習センター赤沢会館の指定管理者の指定について	伊東市生涯学習センター赤沢会館管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第51号	伊東市生涯学習センター荻会館の指定管理者の指定について	伊東市生涯学習センター荻会館管理運営協議会を指定 指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	市長	全会一致で可決
市議第52号	平成27年度伊東市一般会計補正予算（第4号）	環境美化センター更新改良整備事業等の起債の償還に備えるための減債基金積立金、障害者自立支援給付費、生活保護の扶助費など、8億4,203万9,000円の追加	市長	全会一致で可決
市議第53号	平成27年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	不足が見込まれる居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費の増額など、5億957万3,000円の追加	市長	全会一致で可決
市議第54号	平成27年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	広域連合に対する療養給付費負担金の増額など、7,648万8,000円の追加	市長	全会一致で可決
市議第55号	伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成26年度人事院勧告において、地域の民間給与水準を踏まえ、行政職俸給表（一）水準の平均2%引き下げが勧告されたことに伴う条例改正	市長	賛成多数で可決
市議第56号	伊東市新保健福祉施設建設工事請負契約の締結について	契約金額：9億2,772万円 契約の相手方：三和建设・杉浦建設特定建設工事共同企業体	市長	全会一致で可決
市選第5号	教育委員会委員任命の同意について	沼田芳美氏（大原） 新任	市長	全会一致で任命に同意
市選第6号	固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	鬼頭幸一氏（広野） 再任	市長	全会一致で選任に同意
市諮第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	速水ふじ子氏（川奈） 新任	市長	全会一致で推薦に同意
発議第8号	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出	議員 8名	全会一致で可決
発選第7号	懲罰特別委員会委員の選任につ	井戸清司議員、佐山正議員、稲葉富士憲議員、長沢正議員、	議長	—

	いて	鈴木克正議員、重岡秀子議員を選任		
-	議員杉本一彦君に対する懲罰の件	概要は下をごらんください。	議員 3名	全会一致で「陳謝」の懲罰に決定
発選第8号	懲罰特別委員会委員の選任について	井戸清司議員、佐山正議員、稲葉富士憲議員、長沢正議員、鈴木克正議員、重岡秀子議員を選任	議長	-
-	議員杉本一彦君に対する懲罰の件		議員 11名	全会一致で継続審査に決定

議員杉本一彦君に対する懲罰の件

12月7日の常任福祉文教委員会において、杉本一彦議員は委員長による度重なる注意や指導を受けるとともに、さらには閉会宣告前の退出に係る注意に際して、無礼な言辞を用いるなど、会議の進行を妨げ、議会の品位を汚し、その権威を失墜させたとして、「議員杉本一彦君に対する懲罰動議」が、議員3名から提出されました。

12月11日、本会議に本動議が上程され、その審査を懲罰特別委員会に付託し、同委員会で協議を行った結果「公開の場における陳謝」の懲罰を科すべしと決定しました。

12月15日、本会議において、懲罰特別委員会審査報告が行われ、全会一致で審査報告のとおり決定し、議長は同委員会において作成した陳謝文の朗読を杉本議員に求めました。しかし、杉本議員は陳謝文の内容に納得ができないとして拒否しました。その結果、議会の議決を軽視する行為であるとして、再度懲罰動議が提出され、閉会中の継続審査となりました。